

## 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 府は、小児・AYA世代のがん患者支援の充実を図るため、予算の定めるところにより、大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、小児・AYA世代のがん患者支援に資する次に掲げる事業とする。

- (1) 遠隔コミュニケーション支援環境整備事業
- (2) 復園・復学支援事業
- (3) 学習活動等支援事業

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる府内の病院とする。

- (1) 厚生労働大臣が指定する 都道府県がん診療連携拠点病院
- (2) 厚生労働大臣が指定する 地域がん診療連携拠点病院
- (3) 厚生労働大臣が指定する 小児がん拠点病院
- (4) 知事が指定する 大阪府がん診療拠点病院
- (5) 知事が指定する 大阪府小児がん拠点病院

### (遠隔コミュニケーション支援環境整備事業)

第4条 がん治療のため入院中又は退院後自宅療養中の児童等と、学校に通う他の児童等とのコミュニケーションを図ることを目的として機器整備等を行う補助事業者に対し補助を行う。

2 ただし、本事業の対象とする児童等は、府内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（府立高等学校を除く）、中等教育学校、特別支援学校に在籍する府民とする。

### (復園・復学支援事業)

第5条 がん治療のため入院中又は退院後自宅療養中の小児・AYA世代の患者を復園・復学させるため、病院独自の支援マニュアルや対象者向けのパンフレット等の作成を行う補助事業者に対し補助を行う。

### (学習活動等支援事業)

第6条 がん治療のため入院中又は通院する小児・AYA世代の患者が利用する院内のデイリーム等を充実するための備品・教材等、又は、病院独自でボランティアの活用等により実施する学習活動に用いる教材や書籍等の購入を行う補助事業者に対し補助を行う。

ただし、本事業の対象とする補助事業者は、第3条（3）及び（5）を除くものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助基準額、補助対象経費、補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第8条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、事業区分ごとに算出されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
  - (2) 要件確認申立書（様式第1—2号）
  - (3) 暴力団等審査情報（様式第1—3号）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者が申請できるのは、第2条各号で規定する事業のうち、いずれか1事業とする。
- 3 補助事業者は、交付決定の後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することになった場合又は該当していたことが判明した場合には、その事実が発生した後速やかに、該当事項届出書（様式第1—4号）を知事あてに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて行う調査等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において規則第5条第1項の規定による決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の決定をしたとき又は補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

(経費配分の軽微な変更等)

第11条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20%以内で配分額の流用を行うとする場合の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第2号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第12条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、府に納付させことがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により、速やかに知事に報告しなければならない。  
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させことがある。
- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(状況報告)

第14条 規則第10条の規定による報告は、大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業遂行状況報告書（様式第5号）を知事が別に定める日までに提出することで行わなければならない。

(補助金の交付の変更申請)

第15条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）により、知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金実績報告書（様式第7号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(立入調査)

第18条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第19条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、以下（1）から（4）のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(その他)

第20条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

別表

1 事業区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
遠隔コミュニケーション支援環境整備事業	1 か所当たり 300,000円	がん治療のため入院中又は退院後自宅療養中の児童等（ただし、府内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（府立高等学校を除く）、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する府民に限る）が、学校等に通う他の児童等とのコミュニケーションを図るため、遠隔コミュニケーション環境の整備に要する備品購入費、初年度通信費（学校側）及び機器設置に付随する初期セットアップ・保守・現地サポート費用	10分の10
復園・復学支援事業	1 か所当たり 100,000円	がん治療のため入院中又は退院後自宅療養中の小児・AYA世代の患者を復園・復学させるため、病院独自の支援マニュアルや対象者向けのパンフレット等の作成及び作成にかかる会議開催等に要する費用	10分の10
学習活動等支援事業	1 か所当たり 100,000円	がん治療のため入院中又は通院する小児・AYA世代の患者が利用する院内のデイルームを充実するための備品・教材等、又は、病院独自でボランティアの活用等により実施する学習活動に用いる教材や書籍等の購入に要する費用	10分の10